【協働のまちづくり推進事業補助金】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象となる事業及び補助金の額 | 令和5年3月25日までに実施する下表に掲げる事業であって、次に掲げる5項目に該当しないもの。①事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの②専ら営利を目的とし公共性を欠くもの③公序良俗に反するもの④町の他の補助金又は交付金の交付を受けているもの⑤その他町長が適当でないと認めるもの【対象となる事業の例】・郷土の食を学ぶ親子料理教室（伝統文化）・自主防災組織結成にむけた先進地視察（防災対策）・町の魅力を発見するためのまち歩き&ゴミ拾い（地域資源発掘&美化活動）【事業部門】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部門名 | 事業内容 | 補助金の額 |
| 地域づくり部門 | 地域の課題解決又はコミュニティの活性化を目的として取り組むもの。 | 補助対象経費の10分の8以内。上限20万円。 |
| アイディア実践部門 | 住民が提案したアイディア等の実践に取り組むもの。詳細は担当までお問合せください。 | 補助対象経費の10分の8以内。上限50万円。 |
| 次世代応援部門 | 23歳未満の方がまちづくり活動に取り組むもの。 | 補助対象経費の10分の10以内。上限10万円。 |

 |
| 交付の対象者（団体） | 　次に掲げる3項目すべてに該当する団体。1. 3人以上の構成員を有し、構成員の過半数が町内に在住、在勤又は在学している
2. 主たる活動範囲が野辺地町内
3. 宗教的、政治的又は反社会的活動を目的としていない
 |
| 対象となる経費 | 　下表に定める経費。ただし、次に掲げる4項目に該当するものは対象外。①団体の運営のための経常的経費②団体の構成員の人件費及び報償費③団体が所有する施設又は備品等を維持するための経費④その他補助事業の実施に係る直接的経費として認められない経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 経費の種類等 |
| 報償費 | 講師又は専門的技能を有する協力者への謝礼 |
| 旅費 | 会員の現地調査・研修のための旅費、講師等への費用弁償等 |
| 需用費 | 消耗品費 | 会議資料等用紙、食材等の購入費等 |
| 燃料費 | 草刈機の燃料代、借上げ自動車のガソリン代等 |
| 食糧費 | 事業参加者のお茶・ジュース代等（1人につき200円以内） |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ、プログラム等の印刷代 |
| 光熱水費 | イベント等のため仮設した電気および水道の使用料等 |
| 役務費 | 通信運搬費 | 郵便料、運搬料等 |
| 手数料 | 各種申請手数料、振込手数料、クリーニング代等 |
| 保険料 | ボランティア保険料、傷害保険料等 |
| 委託料　※注１） | 専門的な技術を要する業務を外部に委託する経費 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車輌・物品・機器等の借上料等 |
| 工事請負費 | 改修工事費、建物修繕料＊　建物の工事は実施することでその関連する取組の効果が上がると認められるものに限る。新築工事や建物の取り壊し等については補助対象外。 |
| 原材料費 | 公園整備のための砂利、植樹用苗木等 |
| 備品購入費※注２） | 機械・器具等の購入費※備品は、事業を実施するうえで必要と認められるものに限り、その購入に要する経費に3分の2を乗じて得た額と10万円を比較して、いずれか少ない方の額を補助対象経費とする。 |
| 負担金 | 研修参加費、受講料等 |
| その他の経費 | 町長が必要と認めるもの |

注１）地域づくり部門、次世代応援部門では、「委託料」、「工事請負費」は補助の対象となりません。注２）次世代応援部門では、「備品購入費」は補助の対象となりません。 |
| 申請の方法 | 　申請を希望する団体は、申請受付期間内に下記に掲げる書類を企画財政課まで提出してください。①補助金交付申請書②事業計画書③申請者概要調書④その他町長が必要と認める書類⑤アイディア実践部門応募者であって、工事を実施する場合には、物件の位置図及び平面図並びに工事施工費の内訳が分かる見積書の写し。＊申請書類が必要な場合は、企画財政課まで御連絡下さい。　　pdf　　補助金交付要綱のダウンロードはこちらから　word　 申請書類のダウンロードはこちらから |
| 申請受付期間 | ***令和５年2月28日まで随時受付***※予算がなくなり次第受付を閉め切ります。 |
| 補助金交付までのおおまかな流れ | ①町は提出された申請書等の内容を審査し、適当と認めた場合には申請者に通知（決定通知書による）②事業者による事業の実施③事業者は事業完了後、町に実績報告書等を提出④町は提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の額を決定した上で事業者に通　知（確定通知書による）⑤④の通知書を受けた事業者は、補助金の請求書を町に提出⑥補助金の交付 |
| 問い合わせ先 | 野辺地町企画財政課　企画政策担当☎：0175-64-2111（内線265） |